

向丘地区スポーツ活動振興会 会則

(名 称)

第1条 この会は、向丘地区スポーツ活動振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 事務局を宮前区役所向丘出張所に置く。

(組 織)

第3条 本会は、向丘地区の次の団体により構成する。

- (1) 連合自治会
- (2) 体育指導委員会
- (3) 青少年指導員会
- (4) 子ども会
- (5) 老人クラブ連合会

2 会員は、次のものとする。

- (1) 連合自治会会員（各自治会・町内会長）
- (2) 体育指導委員会役員
- (3) 青少年指導員会役員
- (4) 子ども会支部長, 副支部長, 事務局長
- (5) 老人クラブ連合会役員
- (6) その他、本会で必要と認めたもの。

(目 的)

第4条 本会は、川崎市教育委員会と密接な連絡をとり、必要な協議を行い、地区内のスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の体育・スポーツ・レクリエーション活動の実施企画及び啓発
- (2) 会員相互の研究会及び指導者の育成
- (3) その他必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長6名、会計1名、会計監査2名、理事若干名
- (2) 会長は、連合自治会会長とする。
- (3) 副会長は、連合自治会副会長、体育指導委員会委員長、青少年指導員会会長及び子ども会支部長とする。
- (4) 会計及び会計監査は、連合自治会の会計及び会計監査とする。
- (5) 理事は、体育指導委員会副委員長、青少年指導員会副会長、子ども会副支部長(1名)及び事務局長、老人クラブ連合会会長とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。

- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 理事は、役員会において、会務に必要な事項を協議する。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で承認された役員は、前任者の残りの任期とする。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、役員会（正副会長会議を含む。）及び全体会議とする。
- 2 役員会及び全体会議は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 会議の議長は、会長があたる。

(役員会)

- 第10条 役員会では、次の事項を決める。
- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 会則の変更
 - (3) その他、必要な事項
- 2 議決は、役員過半数の同意により決定する。

(全体会議)

- 第11条 全体会議は、会の運営に対する重要事項を決める。
- 2 全体会議は、会員全員を招集する。
 - 3 議決は、会員過半数（委任状を含む）の同意により決定する。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、委託金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第14条 本会則が定めるものの他、運営上必要な事項は、役員会にはかり、会長が定める。

- 附 則 この会則は、昭和44年8月1日から施行する。
この改正会則は、平成15年4月1日から施行する。
この改正会則は、平成19年5月18日から施行する。

向丘地区スポーツ活動振興会 細則

(会議の運営について)

- 1 役員会の結果については、必要に応じて会員に報告する。
- 2 事業報告及び事業計画、決算報告及び予算などの事項については、次のように報告を行い、会員に周知し、理解と協力を得る。
 - (1) 連合自治会においては、連合自治会総会において報告する。
 - (2) 体育指導委員会、青少年指導委員会、子ども会においては、各団体の会議で報告する。